

4月



サンセイランディック関西便り

サンセイニュース

寒い冬も明け、お花見シーズンが到来しました。コロナの影響もあり以前のようなお花見がしづらくなりましたが、気分転換に桜の木の下をお散歩するだけでも気分が良くなりますね。ぽかぽか陽気の中ボーっとしたくなりますが、入学、入社、昇級、転勤等と様々なスタートを切る4月！気を引き締めていかねば！と思っています。

さて、本題に入りますが日本では超高齢社会に突入し、毎年130万人超が亡くなっていくと推定されています。この人数は奈良県(132万人)の人口と同じなんです。毎年奈良県規模の都市の人口が減っていつか、と聞けば本当に脅威に感じます。

それに伴って相続問題も今後増えてくるのではないのでしょうか。弊社が扱う底地・借地権・借家権における権利調整業務でも高齢化や相続といった問題に直面することが多々あります。今年2月には、法制審議会(法相の諮問機構)は、相続や氏名、住所を変更した際の土地の登記を義務付ける法改正案を答申しました。

「相続で不動産取得を知った日から3年以内に登記申請をしないと10万円以下の過料の対象となる」今までは任意だった相続登記が「義務化」されます。全国的に所有者不明土地は410万haと九州本島の面積を上回っています。この問題は民間の土地取引の妨げにもなっています。不動産関連事業者にとっても相続登記の義務化は絶好のチャンスであり、土地建物取引の活性化が期待されます。改正法が施行されるであろう(2023年度)までの間に、専門家に相談の上現状に即した登記の内容や今後の相続発生時に備えていく必要があります。今後迫り来る相続問題、私自身も知識をつけたら確実に問題に対応していきたいと思えます。

何かご相談がありましたら弊社までお問い合わせください。宜しくお願い致します。



社員のつばやき

関西便り初投稿です！中途採用で入社しはや1年。日本に生まれはや25年。入社してから歴史ある底地や居付き物件を扱っている影響からなのか、昔は全く興味のなかった日本の歴史に興味を持つようになり、もっぱら暇なときに検索しています。

日本に現存する最古の書物である古事記や日本の歴史的建築物が特に好きです。その建物の歴史を知れば知るほど、何とも言えないゾクゾク感を味わうことができます。

また、お出かけしにくいこのご時世、日本歴史旅と称してGoogleストリートビューにて二次元旅行を楽しんでおります。便利な世の中ですよね。リアルな世界で旅行に行ける日まで私の二次元旅はまだまだ続きそうです。営業：竹村(関西支店)



底地・居付きの情報をお寄せください!!



株式会社サンセイランディック



証券コード：3277



関西支店

〒541-0046 大阪市中央区平野町3-6-1
あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル3階
TEL：06-4706-0040(代表) FAX：06-4706-0045

京都支店

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル5階
TEL：075-241-0188(代表) FAX：075-241-0199